



アイコム グリーン調達基準 第5版

改定 2015年3月
施行 2015年4月

アイコム株式会社

目次

はじめに	2
1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 用語の説明・定義	4
4. 管理対象物質	7
5. 取引先様への要求事項	9
5.1 含有化学物質管理体制の構築と基準・要求の遵守	9
5.2 含有化学物質に関する調査資料の提出	9
6. 本基準に関するお問い合わせ先	10

付属書 1A 管理対象物質リスト(部品用)

付属書 1B 管理対象物質リスト(包装材用)

付属書 2 適用除外リスト

別紙書式 環境関連物質不使用証明書(部品用)

別紙書式 環境関連物質不使用証明書(包装材用)

はじめに

アイコム株式会社(以下、弊社)は、「地球環境保全」が今後の人類共通の重要課題であることを深く認識し、事業活動のあらゆる段階で地球環境の保全に配慮した活動に取り組んでおります。

特に製品に含有する化学物質に関しては、2006年に施行されたEUのRoHS指令をはじめ、REACH規則やPOPs条約等、国際的な法規制や社会的要求はますます厳しさを増しており、弊社においてもその社会的責任を果たすために環境負荷の少ない部品や材料の調達に取り組んでおります。

その一環として、調達品に対する含有化学物質の基準を示した「グリーン調達基準」を制定しておりますが、この度、昨今の法規制や社会的要求に即した内容に改定した「アイコム グリーン調達基準 第5版」を発行いたしました。

今後とも、取引先様とともに地球環境の保全に配慮したものづくりを推進してまいりたいと存じますので、取引先様におかれましては弊社の環境に関する考え方や取り組みにご理解頂き、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2015年3月
アイコム株式会社

1. 目的

弊社は、地球環境の保全に配慮したものづくりを推進しており、環境負荷の少ない部品・材料等の調達に取り組んでおります。

本基準では、弊社が調達する部品・材料等に対する弊社の管理対象物質を明確にし、取引先様への具体的な要求事項を示しています。

2. 適用範囲

本基準は、アイコムグループが調達し、弊社製品を構成する以下に示すすべての購入品に適用します。

- | | |
|------------|--|
| 1) 部品・組立品 | 電子部品、機構部品、ユニット等 |
| 2) 材料・副資材 | はんだ、接着剤、インク等 |
| 3) 完成品 | 取引先様から入荷後、弊社で加工することなく出荷する製品
スピーカーマイク、ACアダプター、一部のケーブル等 |
| 4) 包装材・梱包材 | 弊社製品の包装に使用される段ボール箱や個装箱、ポリ袋、
緩衝材、ラベル・ステッカー等 |

包装材・梱包材については、弊社製品を出荷する際に弊社製品の格納、保護、取扱、配達及び提示に使用されるすべての包装材・梱包材を適用範囲とします。

ただし、弊社に納入する部品や材料等を格納、保護するために使用するポリ袋やトレイ、緩衝材、カートン箱、通函等で、弊社で廃棄または取引先様に返却することが明らかな包装材・梱包材に対しては適用されません。

本基準では、上述の適用範囲に該当するものを“部品・材料等”とします。

3. 用語の説明・定義

本基準では、以下のように用語を定義します。

1) JGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会)

調査対象リスト及び回答フォーマットを共通化することで、グリーン調達調査にかかる調査労力を軽減し、回答品質の向上を目的としたボランティアな協議会。電気電子機器業界の約50社の企業・団体に構成されていて、弊社も加盟していた。今後の化学物質リストの改訂活動を2012年3月に発行された国際規格IEC62474に引き継ぎ、2012年5月末を以て発展的解消、2014年3月末を以てHP閉鎖となった。

2) JIG(ジョイント・インダストリー・ガイドライン)

JGPSSIと欧米の業界団体(CEA, DIGITALEUROPE)の共同作業により作成されたガイドライン。世界各国のサプライチェーンにおける含有化学物質情報開示要求の内容を統一し、標準化することを目的としている。

JIGには次の2種類があり、それぞれ適用範囲や物質リストの内容が異なる。

▶ JIG-101

電機電子製品への組み込み用として供給される製品及び電池に関するガイドライン

※2015年3月現在、抹消されている。内容は後述のIEC62474に引き継ぎ

▶ JIG-201

電機電子製品を保持、保護、取扱、配送、顧客に提示、並びに生産者から顧客または消費者に輸送するために用いられる包装材に関するガイドライン

※2015年3月現在、存在は保留

3) IEC62474

IEC(国際電気標準会議)は、各国の電気委員会(IEC国内委員会)が参加する標準化のための国際組織である。

国際規格IEC62474は電気・電子業界及びその製品に関するマテリアルデクラレーション(構成材料/含有物質の情報伝達)である。

4) 国内VT62474 <VT:Validation Team (検証チーム)>

IEC/TC111の国内委員会(事務局:JEITA環境部)に設置されている分科会の一つ。主な活動内容としては、IEC62474のデータベースに含む化学物質リストなどの改訂を行う国際チーム(VT62474)の活動に対応する国内審議組織として、意見集約と情報発信などを行っている。

URL: <http://vt62474.jp/index.html>

5) JGPSSI 調査回答ツール 及び 簡易型調査票

“調査回答ツール” 及び “簡易型調査票”は、含有化学物質に関する調査回答方法を共通化するために JGPSSI が公開していたツール。

2015年3月現在、国内 VT62474 のウェブサイトより調査回答ツールの最新版がダウンロードできる。

▶ 調査回答ツール

従来の JIG-101 に対応していたツール。化学物質含有量等の情報を入力すると、“JGP ファイル”という電子ファイルを作成することができる。

※国内 VT62474 からダウンロード可能な最新版(Ver4.31)は JIG-101 の最終版である Ed 4.1 より対象物質が増えている。

▶ 簡易型調査票

JIG-201 に対応している。化学物質含有量等の情報をこの“簡易型調査票”に入力する。

依頼元と回答元は、“JGP ファイル”または“簡易型調査票”を交換することにより含有化学物質情報を共有する。弊社では、このツールを利用して、取引先様から含有化学物質情報を提供して頂いている。

本基準に対応した“調査回答ツール” 及び “簡易型調査票”は、弊社のウェブサイトからダウンロードすることができる。また、国内 VT62474 のウェブサイトからは、“調査回答ツール”及びこのツールの操作マニュアル等入手することができる。

6) JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)

アーティクルが含有する化学物質情報等を、適切に管理しサプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることを目的とした協議会。

URL: <http://www.jamp-info.com/>

7) 包装材

生産者から顧客または消費者への製品の格納、保護、取扱、配達及び提示に使用されるあらゆる素材で作られたすべてのもの。

包装材の具体例は、JIG-201 の別表 E に記載してあった。

※具体例が必要な場合は御連絡頂けると対応します。

8) 均質材料

異なる材料へと機械的に解体できない素材を意味する。

- ・均質という用語は、「全体的に一様な組成であること」を意味する。“均質材料”の例は、個々のタイプのプラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき、紙、樹脂、コーティング等。

- ・機械的に解体という用語は、その材料が、原則として、例えば次のような機械的操作によって分離できることを意味する。

ねじ外し、切断、破壊、粉碎及び研磨工程

9) 意図的添加

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品の形成時に故意に使用すること。

10) 閾値レベル

部品・材料等に含まれる化学物質がこの値または超える値になる場合、本基準の要求事項に従って使用の禁止や使用状況の報告等の制限を受ける限界を示す濃度レベル。

閾値レベルには、“意図的添加”と、数値で設定されている閾値“XX 重量% (YY ppm)”がある。1 重量% = 10,000ppm として換算する。

また、数値で設定されている閾値には、“均質材料の XX 重量%”や“製品の XX 重量%”等がある。“均質材料の XX 重量%”の場合は(当該化学物質の質量)÷(均質材料の質量)という計算になり、“製品の XX 重量%”の場合は(当該化学物質の質量)÷(製品の質量) となる。それぞれ分母が異なるため、注意が必要である。

4. 管理対象物質

弊社は、JGPSSI,JAMP 等複数の団体より発行されている「製品含有化学物質管理ガイドライン(第3版)」に沿った製品含有化学物質管理を行っています。また、弊社の管理対象物質を明確にするために、調査回答ツール Ver4.31 及び簡易型調査票 Ver1.1 に対応した管理対象物質リストを定めております。

管理対象物質リストは、適用対象の違いにより部品用と包装材用の2種類があります。

1) 付属書 1A 管理対象物質リスト(部品用)

2. 適用範囲で示した 1)部品・組立品、2)材料・副資材、3)完成品に該当するものは、「付属書 1A 管理対象物質リスト(部品用)」の適用対象となります。

調査回答ツール Ver4.31 を引用しています。ただし、調査回答ツール Ver4.31 に収載された化学物質の中で、弊社製品には明らかに該当しない、報告対象が“12歳以下の子供向けの消費者製品”、“玩具及び子供向け製品”等の物質群については、引用から除外しています。

2) 付属書 1B 管理対象物質リスト(包装材用)

2. 適用範囲で示した 4)包装材・梱包材に該当するものは、「付属書 1B 管理対象物質リスト(包装材用)」の適用対象となります。

簡易型調査票 Ver1.1 を引用しています。

なお、弊社では調査回答ツール Ver4.31 および簡易型調査票 Ver1.1 から管理対象物質リストに引用する際に、化学物質群を以下に示す分類基準により弊社独自の2つの管理区分に分類しています。

【分類基準】

▶ 使用禁止物質

国内外の法規制により、部品・製品への含有が禁止または制限されている物質

法規制の例：RoHS 指令

REACH 規則 制限対象物質(AnnexXVII 収載物質)

▶ 報告対象物質

国内外の法規制により、部品・製品への含有に対して一定の制限を受ける、または届出、表示等が必要となる物質

法規制の例：REACH 規則 認可対象候補物質(Candidate List 収載物質)

弊社独自に分類した使用禁止物質と報告対象物質に対して、次表の通り、定義と要求事項を定めております。

	管理区分	定義	要求
管理対象物質	使用禁止物質	閾値レベルを超えて含有すること、或いは意図的添加を禁止する物質	<p>【閾値レベルが数値の場合】 含有濃度が閾値レベルを超えていないこと 閾値レベル以下でも含有が既知であれば報告すること</p> <p>【閾値レベルが“意図的添加”の場合】 意図的添加をしていないこと</p>
	報告対象物質	使用の制限は無いが、使用状況の報告を必要とする物質	含有濃度が閾値レベルを超える場合は、必ず報告すること

報告対象物質が閾値レベルを超えていない場合でも、報告対象物質の含有を把握されている場合には、含有化学物質調査報告にて情報のご提供をお願いいたします。

RoHS 指令の適用除外項目を、本基準の適用除外リスト(付属書 2)としています。使用禁止物質であっても、「付属書 2 適用除外リスト」で指定された用途・含有量であれば使用の制限はありません。ただし、使用状況を含有化学物質調査報告にてご報告ください。

管理対象物質リストについては、次の点にご注意ください。

管理対象物質リストでは、各行の物質/カテゴリーごとに報告対象と閾値レベルが決められています。弊社へ納入して頂いているそれぞれの部品・材料等が各物質/カテゴリーの『報告対象』に該当するか否かを確認してください。該当する場合には、その物質/カテゴリーの閾値レベルが適用されます。該当しない場合は、その物質/カテゴリーについては適用対象外となります。

例えば、「付属書 1A 管理対象物質リスト(部品用)」のカドミウム/カドミウム化合物は、下表のようになっています。(一部抜粋)

物質/カテゴリー	報告対象	閾値レベル
カドミウム/カドミウム化合物	電池をのぞく すべて	均質材料中のカドミウムの 0.01 重量%(100ppm)
カドミウム/カドミウム化合物	電池	電池中のカドミウムの 0.001 重量%(10ppm)

納入品が電池の場合には、カドミウム/カドミウム化合物の閾値レベルは 0.001 重量%が適用され、0.01 重量%は適用されません。また、電池以外の納入品については、0.01 重量%が適用され、0.001 重量%は適用されません。

まずは、納入品について、該当する管理対象物質と閾値レベルをご確認ください。

5. 取引先様への要求事項

5.1 含有化学物質管理体制の構築と基準・要求の遵守

含有化学物質の管理体制、すなわちサプライチェーンを通じて弊社に納入して頂く部品・材料等に含有する化学物質を把握・管理する仕組みを構築して頂きますようお願いいたします。具体的には、「製品含有化学物質管理ガイドライン(第3版)」に示された要件を満す管理体制となるようお願いいたします。

また、そのような管理体制の下、弊社に納入して頂く部品・材料等に対して「アイコム グリーン調達基準」及び「管理対象物質リスト」に示す基準・要求を遵守して頂きますようお願いいたします。

なお、含有化学物質の管理体制を確認するために、取引先様の製造拠点等を訪問し監査を実施させて頂く場合がありますので、その際にはご協力頂きますようお願いいたします。

5.2 含有化学物質に関する調査資料の提出

部品・材料等に含有する化学物質について把握し管理するために、含有化学物質に関する調査資料の提出をお願いしております。調査資料には、(A)環境負荷物質不使用証明書と、(B)含有化学物質調査報告があります。

前述の通り、部品と包装材とでは管理対象物質が異なりますので、調査資料についても部品用と包装材用をそれぞれ用意しております。包装材用の調査資料をご提出頂く必要のあるものは、2. 適用範囲で示したように弊社製品の包装に使用される包装材です。下記に該当するものは包装材用の調査資料のご提出をお願いいたします。

- ▶ 個装品の包装材
- ▶ 弊社が包装材として購入しているもの

新規採用の部品・材料等の場合は、初回サンプルのご提出までに下記の調査資料(A)及び(B)をご提出ください。また、現行品に対しても最新版の「管理対象物質リスト」が適用されますので、含有化学物質を調査の上、調査資料(A)及び(B)をご提出ください。

調査資料をご提出済みの場合でも、材料変更等により含有化学物質や含有量に違いが生じた場合には、改めて調査資料のご提出をお願いいたします。

(A)環境負荷物質不使用証明書

弊社への納入品が「管理対象物質リスト」に示す基準を満たしていることの証明として、環境負荷物質不使用証明書のご提出をお願いいたします。

環境負荷物質不使用証明書は、弊社ウェブサイトよりダウンロードして頂き、記入・捺印後、資材部へご提出ください。

(B)含有化学物質調査報告

弊社が調達する部品・材料等に含有する化学物質について、その含有量や使用部位等の情報を管理するために、含有化学物質調査報告をお願いいたします。

弊社では、3.用語の説明・定義の3)で説明しております“調査回答ツール”及び“簡易型調査票”を用いて含有化学物質調査を行っております。部品及び包装材の含有化学物質調査報告はそれぞれ下記のように行って頂きますようお願いいたします。

▶ 部品の含有化学物質調査報告

可能な限り“調査回答ツール Ver.4.31”を使用し、“JGP ファイル(電子データ)”にて資材部へご提出ください。“JGP ファイル”による含有化学物質調査報告ができない場合は、資材部へご相談ください。

▶ 包装材の含有化学物質調査報告

“簡易型調査票 Ver.1.1”にて資材部へご提出ください。

“調査回答ツール Ver.4.31”及び“簡易型調査票 Ver.1.1”は、弊社ウェブサイトからダウンロードすることができます。

6. 本基準に関するお問い合わせ先

本基準に関してご不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください。

アイコム株式会社 資材部業務課

TEL : 06-6794-7777

グリーン調達に関する各種資料は、弊社ウェブサイトよりダウンロードできます。

日本語サイト

<http://www.icom.co.jp/corporate/procurement/green/>

グローバルサイト

http://www.icom.co.jp/world/company_profile/green/

アイコム グリーン調達基準 第5版

2015年3月16日

発行

アイコム株式会社
